【規程番号　神女大短Ⅳ－012】

神戸女子大学・神戸女子短期大学共同研究取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「本学園」という。）の設置する神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）が学外の諸機関と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　共同研究とは、本学において学外機関（以下「共同研究機関」という。）から研究者及び研究費又はそのいずれかを受け入れて、本学の専任教員（助手を除く）（以下「研究担当者」という。）と共同して行う研究をいう。

（受入基準）

第３条　共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受け入れるものとする。

（申込み）

第４条　共同研究機関は、「共同研究申込書（様式１）」を学長に提出するものとする。

２　研究担当者は、「共同研究計画書（様式２）」を作成し、前項の書類と併せて提出しなければならない。

（承認）

第５条　学長は前条に定める申込みがあった場合、常任理事会の議を経て、当該共同研究を承認するか否かを決定する。

２　学長は、前項により共同研究を承認した場合、共同研究機関に対し「共同研究決定通知書（様式３）」を送付する。

（契約の締結）

第６条　学長は、前条により共同研究の受け入れを決定したときは、共同研究機関との間で共同研究契約を締結するものとする。

（研究費）

第７条　共同研究機関は、本学において行う当該共同研究に必要な経費（以下「研究費」という。）の全部又は一部を負担することができるものとする。

２　研究費は、共同研究を遂行するための直接的な経費(以下「直接経費」という。）及び研究に　関連する直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。）とする。

３　直接経費は、研究費から間接経費を控除した額とする。

４　間接経費は、研究費の10％とする。

５　納付された研究費は、原則として返還しない。ただし、天災その他研究遂行上やむを得ない事由により研究を中止した場合は、共同研究機関の代表者と協議の上、研究費のうち不用となった額の範囲内において全部又は一部を返還することができるものとする。

６　研究費により本学園で取得した設備等は、本学園に帰属するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第８条　共同研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準ずる権利（以下「特許権等」という。）は、第６条の共同研究契約の定めるところによるものとする。

（報告）

第９条　研究担当者は、共同研究が終了したときは遅滞なく「共同研究成果報告書（様式４）」を学長に提出しなければならない。

（成果の公表）

第10条　共同研究の成果は、原則として公表するものとし、公表の内容・時期・方法等については、必要に応じて共同研究機関との協議により定めるものとする。

（適用除外）

第11条　共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該共同研究又は共同研究機関について、この規程の一部を適用除外とすることができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等との共同研究

(2) その他特別な事情があると理事長が認めた共同研究

（事務）

第12条　この規程に関する事務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（改廃）

第13条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、平成28年4月1日から施行する。

２　行吉学園民間企業等学外共同研究規程は、廃止する。

附　則

この規程は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）